

[施策名⑱消防基準、建築基準等] (電気事業法)

官庁営繕部設備課

自家用電気工作物の届け出手段の改善

○施策の概要、進捗状況、継続性

(概要)

- ・原子力発電所を除く事業用電気工作物について、工事計画の認可を廃止し、届け出へ移行した。
- ・原子力発電所を除き国の検査を廃止し、特に重要なものについて設置者に対して自主検査の実施と記録保存を義務づけた。

(進捗状況)

- ・工事計画認可の廃止 (平成11年8月6日法律121号)
- ・使用前検査及び定期検査の廃止 (平成11年8月6日法律121号)
- ・平成12年7月1日に施行となる。

(継続性)

施行後、継続する。

○施策の効果

(効果)

- ・慣例として電気主任技術者及び監理技術者等が直接持参していた工事計画書を、郵送等での届け出が可能であることを周知することで、工事の間接経費の縮減を図ると共に、行政コストの縮減が見込まれる。
- ・原子力発電所を除く事業用電気工作物 (自家用電気工作物を含む) の工事計画及び検査手続きの改善が図られている。

このことにより、工事の間接経費の縮減と共に、行政コストの縮減が見込まれる。

(縮減額)

法律の施行が平成12年7月1日のため、現時点では集計できない

○イメージ図

